

トレンド 語り

経済のグローバル化やデジタル化を背景に、企業が様々なリスクに遭遇する機会が増えている。大きなリスクの一つが、知的財産に関係したものだ。このリスクには模倣品や関連訴訟などがあるが、今回は技術流出問題について触れたい。技術流出とは、公開して

橋本 虎之助

いない企業の技術やノウハウなどが外部に漏れることを指す。技術情報は法的には「営業秘密」に含まれ、不正競争防止法（不競法）で無断で外部に伝えることなどを禁じている。同法では営業秘密を①秘密に管理されている（秘密管理性）②事業などに有用（有用性）③公然と知られていない（非公知

技術流出問題

経済安保にも留意を

経済安全保障推進法の4本柱

- ・重要物質の安定的な供給の確保
- ・基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
- ・先端的な重要技術の開発支援
- ・特許出願の非公開

(出所) 内閣府資料

性)の3要件を満たしたものと規定している。実際、営業秘密の侵害事犯は増えており、警察庁によると、2022年は29件と統計を取り始めた13年以降、過去最高となった。23年7月には産業技術総合研究所（茨城県つくば市）の元研究職員が、不競法違反で起訴されている。

技術流出は技術情報だけでなく人や製品、データを通しても発生する。外部からの技術へのアプローチも人材リクルートやスパイ活動、サイバー攻撃など多岐にわたる。こうした中、23年6月、不競法などが改正され、営業秘密などの保護が強化された。また、技術流出は企業競争力に直結するばかりでなく、国家・国民の安全にもかかわる。このため、国は

22年5月、経済安全保障推進法を公布。その4本柱の一つが「特許出願の非公開制度」で、安全保障上、機微な発明の公開や流出を防止する。企業はこの面からの対応も必要となる。今後、企業が経済安保を踏まえた「攻め」と「守り」の知財戦略を軸にグローバル競争に打ち勝つことを期待したい。(橋本総合特許事務所所長、弁理士)